

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月29日
【事業年度】	第15期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）
【会社名】	株式会社メンバーズ
【英訳名】	Members Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 剣持 忠
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田五丁目2番4号
【電話番号】	03-5843-5333
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員兼コーポレートサービスディビジョン長 小峰 正仁
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田五丁目2番4号
【電話番号】	03-5843-5333
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員兼コーポレートサービスディビジョン長 小峰 正仁
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 （愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第11期 平成18年5月	第12期 平成19年5月	第13期 平成20年3月	第14期 平成21年3月	第15期 平成22年3月
売上高 (千円)	5,310,146	5,271,009	4,619,841	4,720,100	3,974,584
経常利益又は経常損失 () (千円)	220,912	47,845	75,847	8,766	121,553
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	224,950	82,874	493,427	16,084	56,999
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	500,000	771,275	771,275	771,275	771,275
発行済株式総数 (株)	27,210	29,560	29,560	29,560	29,560
純資産額 (千円)	833,609	1,292,303	754,769	770,854	828,367
総資産額 (千円)	2,101,603	2,198,681	1,848,351	1,492,722	1,612,557
1株当たり純資産額 (円)	30,636.13	43,717.96	26,748.75	27,318.78	29,339.40
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) (円)	()	()	()	()	()
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	8,267.20	2,920.62	17,314.08	570.03	2,020.03
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)					
自己資本比率 (%)	39.7	58.8	40.8	51.6	51.3
自己資本利益率 (%)	26.9			2.1	7.1
株価収益率 (倍)				21.93	8.42
配当性向 (%)					
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	171,964	168,296	369,615	47,175	22,771
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	11,470	147,519	29,737	7,169	43,550
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	306,822	266,432	73,415	200,000	64,809
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,047,257	997,873	525,105	379,450	465,038
従業員数 (名)	132	158	150	154	169
(外、平均臨時雇用者数)	(29)	(43)	(49)	(43)	(18)

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額について、平成19年5月期および平成20年3月期は当期純損失を計上しているため、平成18年5月期は新株予約権の残高がありますが、当社株式が非上場であり、期中平均株価の算定が困難であるため、平成21年3月期および平成22年3月期は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
 - 3 自己資本利益率について、平成19年5月期および平成20年3月期は当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
 - 4 株価収益率について、平成18年5月は当社株式が非上場であったため、平成19年5月期および平成20年3月期は当期純損失を計上しているため記載しておりません。
 - 5 第13期は、決算期変更により平成19年6月1日から平成20年3月31日までの10ヶ月間となっております。

2【沿革】

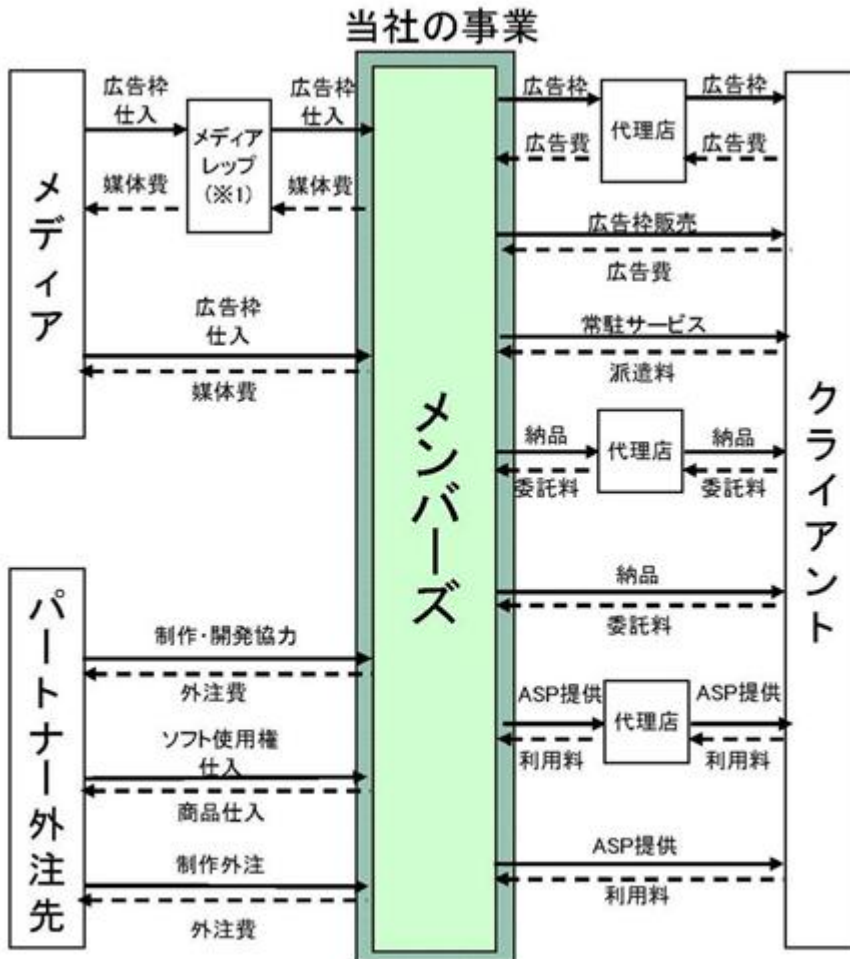
平成7年6月	株式会社メンバーズを東京都港区に設立、ダイレクトマーケティング支援を開始
平成7年10月	eビジネス構築サービスを開始（現 デジタルマーケティング事業）
平成7年12月	インターネット用サーバーのレンタル事業を開始
平成9年7月	インターネット上の広告取扱事業を開始（現 デジタルマーケティング事業）
平成10年4月	東京都千代田区に本社を移転
平成11年4月	インターネット上で、個人消費者向けに購買支援事業を開始
平成12年3月	東京都港区に本社を移転 株式会社カーズプライスドットコム（当社出資比率100%）を設立 株式会社アットマーケットラベル（当社出資比率100%）を設立 株式会社リビングファースト（当社出資比率100%）を設立 株式会社イーシーウォッチドットコム（当社出資比率100%）を設立
平成13年3月	株式会社アットマーケットラベルを株式会社東芝および経営陣へ譲渡
平成13年5月	株式会社カーズプライスドットコムおよび株式会社イーシーウォッチドットコムを解散（同年9月清算終了） 株式会社リビングファーストをMB0方式により経営陣および事業パートナーへ当社保有株式のうち96%を譲渡 アクセンチュアと資本提携を含む戦略的パートナーシップを締結
平成16年5月	英国規格「BS7799」および国内規格「ISMS適合性評価制度」を同時取得
平成16年6月	メディア&ツール事業を開始
平成16年12月	東京都港区虎ノ門に本社を移転
平成17年3月	財団法人日本情報処理協会（JIPDEC）による「プライバシーマーク」使用の許諾事業者として認定
平成17年8月	アクセンチュアとの資本提携解消
平成17年11月	株式会社電通ドットコムと資本提携 株式会社リクルートと業務・資本提携
平成18年5月	「BS7799」および「ISMS適合性評価制度」から移行した、国際認証規格「ISO/IEC27001」および国内規格「JISQ27001」を取得
平成18年11月	名古屋証券取引所セントレックス市場に上場
平成19年8月	大阪府大阪市淀川区に大阪支社を設立
平成20年3月	第13期事業年度より従来の5月より3月に決算期を変更
平成20年10月	大阪支社閉鎖
平成21年9月	東京都品川区西五反田に本社を移転

3【事業の内容】

当社は、インターネット社会において双方向のマーケティング・テクノロジーにより、消費者と企業とのベスト・マッチングを実現するナビゲーターとしての役割を果たし、消費者起点の社会の創造に貢献することを経営ビジョンに掲げております。

この経営ビジョンの実現のために、インターネットの専門技術やスキルを駆使し、顧客企業のビジネス目標を当社がより上位レベルで理解・共有した上で、継続的にビジネス成果の向上をパートナーとして支援いたします。具体的には、ウェブインテグレーションやインターネット広告代理などのサービスを包括的かつ成果向上型で提供し、顧客企業のインターネット・ビジネス支援を行います。

<事業フロー図>



(※1) メディアレップ (メディア・レプレゼンタティブ)
インターネット上の広告代理店のこと。メディアの代わりに広告枠を開発し、販売する。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成22年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
169(18)	30.7	3.4	4,568,833

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に当事業年度の平均雇用人数を外数で記載しております。

2 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）において、わが国の経済は、海外経済の回復傾向等に伴い一部に景気を持ち直し基調が見られるものの、経済活動は引き続き低水準に留まり、企業における雇用や設備投資への見通しは依然として厳しい状況が続いております。

こうした景気情勢ではありますが、当社が属するインターネット業界では、EC（電子商取引）を中心に市場は引き続き拡大傾向にあり、顧客企業においては、インターネットの技術を活用したビジネス成果の創出・拡大を志向しております。

当社では、そうした顧客企業のニーズに合致するサービスとして、アクセスログ等のデータベースを用いて、顧客企業のウェブマーケティング効果を高める各種サービスの開発・提供を行っている他、セミナーや大口顧客とのワークショップ等でインターネットビジネスの先進的な取り組みを紹介する等、顧客企業のビジネス成果を継続的に向上させるための取り組みを推進しております。

また、生産性・収益性を高める方針のもと、期を通じて個別案件毎の収益管理の徹底、不採算案件の削減に取り組んだほか、ウェブ開発センターを中心としたノウハウ蓄積・品質向上の取り組みや、全社的な生産性向上に向けた取り組み等を継続して行いました。

経費に関しても9月の本社オフィス移転により大幅なコスト削減を実現したことに加え、その他の販売管理費等の間接コスト削減にも引き続き取り組むことで、収益性の改善を図りました。

以上の結果、当事業年度の売上高は3,974百万円（前年同期比15.8%減）、営業利益は114百万円（前年同期比908.0%増）、経常利益は121百万円（前年同期比112百万円増）、当期純利益56百万円（前年同期比254.4%増）と大幅増益を達成することができました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）は、前事業年度末に比べ85百万円増加し、当事業年度末には465百万円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動の結果使用した資金は、22百万円（前事業年度は47百万円の獲得）となりました。収入の主な内訳は、税引前当期純利益59百万円、賞与引当金の増加37百万円によるものであり、支出の主な内訳は、売上債権の増加128百万円、リース資産減損勘定の支払38百万円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動の結果獲得した資金は、43百万円（前事業年度比36百万円の増加）となりました。収入の主な内訳は、敷金保証金の回収111百万円によるものであり、支出の主な内訳は、有形固定資産の取得29百万円、敷金及び保証金の差入34百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動の結果獲得した資金は、64百万円（前事業年度は200百万円の使用）となりました。収入の主な内訳は、長期借入れによる収入80百万円によるものであり、支出の主な内訳は長期借入金の返済13百万円によるものであります。

2【制作、受注及び販売の状況】

(1)制作実績

区分	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	前年同期比(%)
インタラクティブ・マーケティング事業(千円)	1,762,232	86.2
合計(千円)	1,762,232	86.2

- (注)1.上記金額には、消費税等は含まれておりません。
2.上記金額は、製造原価によっております。

(2)広告及び商品の仕入実績

区分	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	前年同期比(%)
インタラクティブ・マーケティング事業(千円)	1,549,805	81.7
合計(千円)	1,549,805	81.7

- (注)1.上記金額には、消費税等は含まれておりません。
2.上記金額は、仕入価格によっております。

(3)受注状況

区分	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
インタラクティブ・マーケティング事業	3,984,582	88.1	292,523	103.5
合計	3,984,582	88.1	292,523	103.5

- (注)1.上記金額には、消費税等は含まれておりません。
2.上記金額は、販売価格によっております。

(4)販売実績

区分	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	前年同期比(%)
インタラクティブ・マーケティング事業(千円)	3,974,584	84.2
合計(千円)	3,974,584	84.2

- (注)1.前事業年度及び当事業年度における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
トレンドマイクロ株式会社	-	-	515,868	13.0

前事業年度については、当該割合が100分の10未満のため、記載を省略しております。

- 2.上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

(1) 対処すべき課題

当事業年度においては、顧客のビジネス成果を継続的に向上させる取り組みに注力したことに加え、個別案件毎の収益管理の徹底や生産性向上の取り組み、販売管理費削減の取り組みを継続した結果、大幅な増益を実現することができました。一方で、大手広告代理店なども含めた競合企業との競争は一層激しくなっており、また、顧客のニーズはインターネットマーケティング単独での成果向上から、顧客のビジネス全体の中にインターネット施策を位置づけ、ビジネス成果全体を向上させることに変化してきています。従って当社としては、大手優良企業顧客との取引において、ビジネス成果向上の実績を積み上げ、顧客企業の信頼と満足を勝ち得ること、及びそのために必要な人材リソースの確保・育成が重要な課題であると考えています。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値および株主共同の利益を最大限に確保し、より向上させるという最終的な目的を理解しているものでなければならないと考えます。

したがって、特定の者またはグループが当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式を取得することにより、当社の企業価値または株主の皆様へ共通する利益が毀損されるおそれがあると認められる場合には、かかる特定の者またはグループが当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および定款によって許容される限度において、当社の企業価値または株主の皆様へ共通する利益を保全するための相応な措置を講ずることといたします。

基本方針実現のための取組み

(a) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は平成7年の創業以来、「デジタルマーケティングインテグレーションを通じて豊かなデジタルインフラ社会の創造に大きく貢献する」ことを経営理念とし、「インターネット社会において双方向のマーケティング・テクノロジーにより消費者と企業とのベスト・マッチングを実現するナビゲーターとしての役割を果たし、消費者起点の社会の創造に貢献する。」というビジョンのもと、インターネットマーケティング関連事業を軸として企業価値の最大化を目指してまいりました。このような理念の下、当社は従来より顧客企業のマーケティング成果の最大化のために、ウェブインテグレーションやインターネット広告代理サービスを融合し提供してまいりました。また、今後はより上位の観点で顧客企業のビジネス成果を最大化するために、顧客企業のインターネット・ビジネス・パートナーとして、ウェブインテグレーションやインターネット広告代理などのサービスを包括的かつ成果向上型で提供し、顧客企業のインターネットを活用したサービス開発や事業開発を支援いたします。それを通じて当社自身の収益を拡大し、顧客企業の信頼と満足度を向上させ、企業価値を高めてまいります。

(b) 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

当社は、平成22年6月28開催の第15期定時株主総会において「当社株券等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下本プランといたします。）の一部改定・継続を決議いたしました。

本プランは、当社株券等の20%以上を取得しようとする者が従うべき手続きとして、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、という「大規模買付ルール」を定めています。具体的な手続は次のとおりです。

(イ) 情報提供の要求

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただきます。

大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様への判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「必要情報」といいます。）を提供していただきます。

そして、当社は、上記意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。

(ロ) 取締役会による評価等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。したがって、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとし、取締役会評価期間中、当社取締役会は独立の外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(ハ) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、後記独立委員会の勧告を最大限に尊重しつつ、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

(二) 独立委員会の設置

当社取締役会が上記対応策を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するためのチェック機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、ならびに社外有識者の中から選任します。本プランの詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.members.co.jp/>）に掲載している平成22年5月26日付ニュースリリースをご覧ください。

(c) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われるところのいわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値および株主の皆様に通の利益に適うものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の移転を伴う提案に応ずるか否かの判断も、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、株式の大規模買付行為においては、その目的等から見て企業価値または株主の皆様共同の利益に反するもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付行為について検討することまたは対象会社の取締役会が代替案を提案するための時間と情報を提供しないもの、大規模買付者の示した条件が対象会社の適正な価値を十分に反映しているとはいえないもの等、対象会社の企業価値または株主共同の利益に適合しないものも少なくありません。

当社は、当社株式の適正な価値を株主の皆様や投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、顧客および取引先等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、大規模買付者から事前に、株主の皆様判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきである、という結論に至りました。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、独立の外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し公表いたします。さらに、必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と(代替案が提示された場合には)その代替案を検討することが可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会を得られることとなります。結果として、当該プロセスを経ることは、まさに基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと考えております。

このようなルールの設定については、裁判所においても「経営支配権を争う敵対的買収者が現れた場合において、取締役会において、当該敵対的買収者に対し事業計画の提案と検討期間の設定を求め、当該買収者と協議してその事業計画の検討を行い、取締役会としての意見を表明するとともに、株主に対し代替案を提示することは、提出を求める資料の内容と検討期間が合理的なものである限り、取締役会にとってその権限を濫用するものとはいえない」と判示され、その正当性が是認されているところです（東京地方裁判所平成17年7月29日決定）。

そこで、当社取締役会は、大規模買付行為が、上記の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社および当社株主全体の利益に合致すると考え、第一の対応策として、大規模買付ルールを設定することいたしました。

4【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には主として以下のようなものがあります。

なお、本項において将来に関する事項は、別段の記載がない限り有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため実際の結果と異なる可能性があります。

(1) 当社の事業を取り巻く環境について

当社は、ウェブインテグレーション、インターネット広告代理に関するコンサルティング、プランニング、プロジェクトマネジメント等の付加価値の高いサービスの提供等を強みとしております。しかし、インターネット関連業界は、参入障壁が低く、技術進歩のスピードが速いことから、今後の新規参入、新技術・サービスの出現等によって当社の強みが消失し、当社主力業務の規模縮小、価格競争の激化等の可能性があります。

また、一般に広告市場は景気の動向に左右されやすい傾向があります。インターネット広告は他の広告に比して成長市場ではありますが、景気動向により成長率が鈍化する可能性があります。従って、わが国経済の景気変動が当社の経営成績にも影響を及ぼす可能性があります。

(2) 業績等の推移について

当社は、新規事業等を積極的に展開してまいりましたが、必ずしも全ての新規事業が計画通りの成果をあげたわけではございません。当社は今後も、当社の事業内容を陳腐化させないために、インターネット・ビジネス支援の業務に軸足を置いたうえで新規事業の展開を積極的に進めていく予定であります。新規事業の開始後、社会のニーズに合致しないこととなる場合もあります。その場合には投資額の回収が困難となり、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 売上計上の季節性について

当社は、顧客からホームページ制作業務、広告代理業務等を受託する受注型の業務が主体であるため、当社の中間・年度決算期末である9月、3月に売上の比率が高くなる傾向があります。

(4) 広告業界の取引慣行について

広告業界の取引慣行として、広告会社は、自己の名と責任でメディア会社等と取引を行うこととなっており、そのことはインターネット広告業界においても変わりはありません。従って、当社は、広告主が倒産等により広告料を支払うことが不能となった場合でも、メディア会社等に対しては広告料の支払義務を負うこととなり、広告主の信用リスクを負担しております。当社は当該信用リスクを極小化させるために、一定の信用力のある優良企業と取引することが通常ではありますが、当該リスクはなお残ります。

また、広告業界の取引慣行として、一般に、インターネット広告を含めた広告取引に係る契約について契約書その他の書面が取り交わされることは少ないといえます。これは、広告取引においては取引当事者の信頼関係を基礎として迅速且つ柔軟に契約の締結・変更に対応する必要性が高いためですが、反面、取引当事者の合意事項について齟齬が生じてトラブルに発展するリスクがあります。当社は、このリスクを可及的に回避するために、広告取引に当たって顧客に発注書の提出を要請する等契約内容を書面で残す努力を行っておりますが、顧客によっては発注書の提出要請に応じない場合もあります。従って、書面化されていない広告取引に係る契約の成立又は内容についてトラブルが発生するリスクは残ります。

(5) 外注の活用について

当社では、外注業者（パートナー企業）を積極的に活用して参ります。これは、今般策定した中期経営計画に則り、当社が顧客企業のインターネット・ビジネス・パートナーとして、顧客企業のインターネットを活用したサービス開発や事業開発の支援を通じてビジネス成果を向上させるために、当社の経営資源をプロデュース業務に集中させるためです。そのため、今後、その他の専門業務分野毎に特定のパートナー企業を選定し、相互協力してサービスを提供していきます。逆に、当社はその業務分野からプロデュース業務へと経営資源をシフトさせていくことから、そのパートナー企業の当社における営業戦略上の重要性が増すこととなります。そのため、そのパートナー企業と長期的にWin-Winの関係を構築する方針としておりますが、その場合、そのパートナー企業に不測の事態が生じ又は市場の逼迫等によりパートナー企業への発注費用が上昇すると、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、当社は、パートナー企業の選定を、その業績、業界での評判、従前の当社との取引関係等を勘案して慎重に行っており、これに加えて、パートナー企業選定後も、パートナー企業の業務運営の監督及びその提供する成果物の検収、品質レベル評価を厳正に行ってまいります。しかし、パートナー企業の提供する成果物に隠れたる瑕疵が存在する可能性がないとはいえず、当該瑕疵により当社顧客が損害を蒙った場合、当社に対する損害賠償の請求その他の責任追及又は当社の社会的信用の失墜等によって当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) システムトラブルについて

当社の業務はコンピューターシステムに依存しており、またインターネット回線を通じての顧客企業との取引もことから、システム障害、自然災害、テロ等によるコンピューターシステムの停止、又はインターネット回線の接続が不能となった場合、当社の業務の遂行に支障を来たすリスクがあり、当該リスクが顕在化すると、機会損失の発生、代金の返還、損害賠償の支払、社会的信用の失墜等を通じて当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) 情報セキュリティおよび個人情報保護について

当社は、システム上の瑕疵、コンピューターウイルス、不正アクセス等に起因するシステム障害、情報の流出・漏洩・改竄等のリスクを未然に防止して情報セキュリティを確保することにより、顧客の機密情報及び個人情報を適切に保護することが、当社に対する顧客の信用の根幹をなすものであり経営上の最重要課題であると考えております。そのため、当社は、財団法人日本情報処理開発協会のプライバシーマークや国際認証規格「ISO/IEC27001」および国内規格「JISQ27001」を取得し、これらの管理手法に基づく情報の適正管理を継続的に行うことにより情報セキュリティ体制を構築・運営しております。しかしながら、こうした対策を講じていても、情報セキュリティ体制に完全はなく、新種のコンピューターウイルスの出現等により、顧客の機密情報又は個人情報の漏洩、改竄が生じる余地が考えられ、その場合、当社に対する損害賠償の請求その他の責任追及や当社の社会的信用の失墜等を通じて当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 法的規制について

インターネット広告に関する規制

現在のところ、当社の事業の阻害要因となる直接的な法規制又はインターネット広告業界の自主規制はありません。しかし、インターネット取引が普及する一方で、インターネット広告を悪用した犯罪が頻発する等、社会情勢が大きく変化すると、インターネット広告事業等に係る法規制又はインターネット広告業界の自主規制が強化される可能性があります。現時点でその規制内容を予測することは困難ではありますが、その内容如何によっては、当社の事業展開に重大な影響を及ぼすおそれがあります。

また、広告主を規制する法律としては、不当景品類及び不当表示防止法、特定商取引に関する法律等があります。広告主がこれらの法律に違反しても直ちに広告代理事業者の広告取引が違法となるわけではありませんが、広告代理事業者である当社の行為が広告主の違法行為を助長するものとして損害賠償の対象となり又は当社の社会的評判が失墜するリスクがあります。当社は、一定の信用力のある広告主とのみ広告取引を行い、風俗営業に係る広告取引を行わないことを基本方針としており、違法な広告の掲載に関与しないための防止策をとっておりますが、上記リスクが顕在化する余地がないとはいえません。また、当社は既述のように、外注業者を積極的に活用しておりますが、当社が小規模事業者を外注先として選定して取引する場合、当社がその相対的な優越的地位を濫用して代金支払の遅延等を行うと、下請代金支払遅延等防止法に違反するものとして、公正取引委員会からその是正を勧告され又は原状回復措置を求められるリスクがあります。

当社では現在までこうしたリスクが顕在化した例はなく、また、顕在化しないように契約管理をしておりますが、当該リスクが完全にはないとはいえません。

派遣サービスに関する規制

当社が提供するサービスの内、人材派遣サービスは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」（労働者派遣法）に基づいた一般労働者派遣事業として厚生労働大臣の許可を受けてサービス提供を行なっています。

労働者派遣法では、労働者派遣事業の適正な運営を確保するために、当社が一般労働者派遣事業主としての欠格事由（労働者派遣法第6条）、及び、当該事業許可の取消事由（同法第14条）に該当した場合には、厚生労働大臣が事業許可の取消、業務の停止を命じることができる旨を定めております。

現時点において認識している限りでは、当社はこれらの法令に定める欠格事由及び取消事由に該当する事実はありません。しかしながら将来、何らかの理由により許可の取消等が発生した場合には、当社のサービス運営に多大な支障をきたすとともに、業績及び財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

また、派遣労働者保護のための事業規制などを目的とする「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案」が国会において審議中となっています。現段階では、同法律案の成立により当社の事業が制約される見込みはございませんが、今後このような法令の変更がある場合、また、労働基準法等の労働関連法令において、法令の変更、新法令の制定等が行なわれた場合に当社の事業が制約され、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(9) 知的財産権について

当社は、第三者の特許権、著作権等の知的財産権を侵害することのないように、システム開発、ホームページの制作等の業務を行っておりますが、当社開発物・制作物の全てにつき特許権等の侵害の有無を厳密に調査することは不可能であり、当該開発物・制作物が第三者の知的財産権を侵害していない保証はありません。万一、当社が第三者

の知的財産権を侵害した場合には、当該開発物・制作物の使用の差止請求、損害賠償請求、使用許諾料の支払請求等により、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(10) 人材の確保及び育成について

当社が、参入障壁が低く技術進歩のスピードが速いインターネット業界において、高付加価値のサービスの提供を継続し、拡大するためには、高度な専門的知識・能力を有する人材の確保・育成が最重要課題であります。しかし、インターネット業界は比較的新しく且つ急成長している業界であることから人材の裾野は広くなく、また、昨今のデジタル業界を中心に技術者に対する需要が高まっていることから、優秀な人材の採用が困難となっております。

当社では、それらの優秀な人材の中途採用や既存の従業員の離職率を抑えることのほか、新卒を採用して教育する方針を強めておりますが、事業拡大の速度に比して中途採用の確保、新卒採用者の戦力化が遅れる場合、又は採用・育成した社員の離職率が高い場合等には、当社の経営成績に悪影響が及ぶ可能性があります。

(11) 配当政策について

当社は、株主に対する長期的かつ総合的な利益還元を、経営の最重要課題の一つとして位置付けております。しかしながら、今後も剰余金の処分にあって、当面は財務の健全化、事業拡大による企業価値向上のための内部留保の充実に注力する方針であります。しかし、事業規模、収益が安定成長期に入ったと判断された段階で、経営成績、財政状況を勘案しながら、配当等による総合的な株主への利益還元を検討していく所存であります。しかしながら、将来の経営成績、財政状況によっては、株主への配当等による利益還元が困難となる場合があります。

(12) ストックオプションについて

当社は、長期的な企業価値の向上に対する役員及び従業員等の士気を高める目的等のため、ストックオプションを発行しております。現在発行し又は今後発行するストックオプションが行使された場合、発行済株式総数が増加し、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があり、この株式価値の希薄化が株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態

当社は、適切なる流動性の維持、事業活動のための資金確保および健全なバランスシートの維持を財務方針としております。

当事業年度末の財政状態につきましては、前事業年度末に比べ総資産が119百万円の増加、負債が62百万円の増加、純資産が57百万円の増加となりました。これらの主な要因は次のとおりであります。

流動資産は1,404百万円（前事業年度末比192百万円の増加）となりました。これは主として、現金及び預金が85百万円、売上債権が128百万円増加したものの、前払費用が21百万円減少したことによるものです。固定資産は208百万円（前事業年度末比72百万円の減少）となりました。これは主として、敷金及び保証金が77百万円減少したことによるものです。

流動負債は708百万円（前事業年度末比22百万円の増加）となりました。これは主として、買掛金が22百万円、賞与引当金が37百万円増加したものの、本社移転損失引当金が31百万円減少したことによるものです。固定負債は75百万円（前事業年度末比39百万円の増加）となりました。これは主として、長期借入金が50百万円増加したことによるものです。

純資産につきましては828百万円（前事業年度末比57百万円の増加）となりました。これは、当期純利益の計上によるものです。

(2) 経営成績およびキャッシュ・フロー

「1 業績等の概要」をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度においては、当社の本社移転に伴う設備工事費27,287千円及び備品購入費15,188千円の設備投資を行っております。

また、当事業年度において、本社移転に伴い、旧本社事務所の設備及び器具備品25,835千円を除却しております。

2【主要な設備の状況】

平成22年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					合計	従業員数 (名)
		有形固定資産			無形固定資産			
		建物	工具、器具 及び備品	リース資産	ソフトウエ ア	リース資産		
本社 (東京都品川区)	事務所内装設 備・什器・パ ソコン等	25,264	7,125	9,761	13,739	2,365	58,256	169(18)
合計		25,264	7,125	9,761	13,739	2,365	58,256	169(18)

(注) 1 金額には消費税等は含まれておりません。

2 現在休止中の主要な設備はありません。

3 従業員数の()は臨時雇用者数であり、当事業年度の平均雇用人数を外数で記載しております。

4 本社の土地・建物は賃借しております。

5 上記のほか、リース契約による主な賃借設備として、以下のものがあります。

名称	数量 (台)	リース期間 (年)	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)	備考
ソフトウェア		3	12,688	4,206	所有権移転外ファイナ ンスリース
コンピューター機 器およびソフトウ エア	一式	4	1,238	307	所有権移転外ファイナ ンスリース
本社ネットワーク 設備、機器および ソフトウェア	一式	4～5	24,609	21,864	所有権移転外ファイナ ンスリース
システム、サー バー、各種機器お よびソフトウェア	一式	4～5	17,198	21,958	所有権移転外ファイナ ンスリース

3【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設および除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000
計	100,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成22年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成22年6月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	29,560	29,560	名古屋証券取引所 (セントレックス)	当社は単元株制度を採用しておりません。
計	29,560	29,560		

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成22年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された新株引受権の権利行使を含む。)により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

新株予約権

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第9回定時株主総会特別決議	平成16年8月26日	
取締役会決議日	平成17年2月9日	
	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数	204個	204個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	204株	204株
新株予約権の行使時の払込金額	45,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成18年9月1日～ 平成26年7月31日	同左
新株予約権の権利行使により発行する株式の発行価格および資本組入額	発行価格 45,000円 資本組入額 22,500円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権行使時の前年度末の当社の営業利益が150百万円以上であることを要する。</p> <p>(2) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。</p> <p>(3) 次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し、権利行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者が、当社の取締役、監査役もしくは従業員、関連会社の取締役もしくは従業員、または当社が業務を委託している会計士もしくはコンサルタントのいずれでもなくなった場合、ただし、取締役会が認めた場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者が、禁固刑以上の刑に処せられた場合。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の第三者に対する質入れその他の処分をした場合。</p> <p>その他の条件については、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

第10回定時株主総会特別決議	平成17年8月26日	
取締役会決議日	平成17年9月1日	
	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数	178個	178個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	178株	178株
新株予約権の行使時の払込金額	50,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年9月1日～ 平成27年7月31日	同左
新株予約権の権利行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 50,000円 資本組入額 25,000円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権行使時の前年度末の当社の営業利益が150百万円以上であることを要する。</p> <p>(2) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。</p> <p>(3) 次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し、権利行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者が、当社の取締役、監査役もしくは従業員、関連会社の取締役もしくは従業員、または当社が業務を委託している会計士もしくはコンサルタントのいずれでもなくなった場合。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者が、禁固刑以上の刑に処せられた場合。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の第三者に対する質入れその他の処分をした場合。</p> <p>その他の条件については、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社が新株予約権を発行する方法により、当社取締役および監査役に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、平成21年6月29日開催の第14回定時株主総会において決議されております。

それを受け、平成21年12月15日開催の取締役会において、新株予約権の募集事項を決定し、平成21年1月6日に割り当てをいたしました。

概要は、次のとおりであります。

第14回株主総会決議	平成21年6月29日	
取締役会決議日	平成21年12月15日	
	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数	937個	907個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	937株	907株
新株予約権の行使時の払込金額	18,067円	同左
新株予約権の行使期間	平成23年12月16日～ 平成26年12月15日	同左
新株予約権の権利行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 18,067円 資本組入額 9,034円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）が死亡した場合は、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り、新株予約権を承継することができる。なお、権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。</p> <p>次の各号に該当する場合、新株予約権者は新株予約権を喪失し、権利行使はできないものとする。</p> <p>(a) 新株予約権の割当てを受けた者が、当社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれでもなくなった場合。</p> <p>(b) 新株予約権の割当てを受けた者が、禁固以上の刑に処せられた場合。</p> <p>(c) 新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の第三者に対する質入れその他の処分をした場合。</p> <p>その他の条件については、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

平成22年2月1日以後に開始する事業年度に係る有価証券報告書から適用されるため、記載事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成18年11月2日 (注)1	2,000	29,210	266,800	766,800	266,800	397,263
平成18年6月1日～ 平成19年5月31日 (注)2	350	29,560	4,475	771,275	4,475	401,738

(注)1 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 290,000円

引受価額 266,800円

資本組入額 133,400円

払込金総額 533,600千円

2 ストック・オプションの行使による増加であります。

(6) 【所有者別状況】

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況							計	単位未満株式の状況(株)
	政府および地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)			6	14	2	4	883	909	
所有株式数(株)			122	7,905	685	6	20,842	29,560	
所有株式数の割合(%)			0.41	26.74	2.31	0.02	70.50	100.00	

(注) 自己株式1,343株は、「個人その他」に含めて記載しております。

(7)【大株主の状況】

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
剣持 忠	東京都杉並区	8,482	28.69
株式会社リクルート	東京都中央区銀座8-4-17	3,537	11.96
電通ドットコム第二号投資事業有限責任組合 清算人 株式会社電通デジタル・ホールディングス	東京都中央区築地1-9-5-九堂ビル6階	1,905	6.44
有限会社光パワー	東京都港区南麻布3-19-23オーク南麻布13階	1,700	5.75
アント・ブリッジ2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 アント・キャピタル・パートナーズ株式会社	東京都千代田区丸の内1-2-1(アント・キャピタル・パートナーズ株式会社内)	1,600	5.41
株式会社メンバーズ 代表取締役社長 剣持 忠	東京都品川区西五反田5-2-4 レキシントン・プラザ西五反田	1,343	4.54
株式会社アイ・エム・ジェイ	東京都品川区西五反田7-1-1 住友五反田ビル	1,320	4.46
株式会社光通信	東京都豊島区南池袋1-16-15	1,020	3.45
メンバーズ従業員持株会	東京都品川区西五反田5-2-4 レキシントン・プラザ西五反田8階	557	1.88
小峰 正仁	神奈川県三浦郡葉山町	479	1.62
計		21,943	74.23

(8) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,343		
完全議決権株式(その他)	普通株式 28,217	28,217	
端株			
発行済株式総数	29,560		
総株主の議決権		28,217	

【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社メンバーズ	東京都品川区西五反田5-2-4	1,343		1,343	4.54
計		1,343		1,343	4.54

(9)【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を導入しております。当該制度は旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権方式、旧商法第280条ノ20および同第280条ノ21の規定に基づく新株予約権方式、並びに会社法第236条、第237条および第239条の規定に基づく新株予約権方式によるもので、下記の株主総会において新株予約権の発行を決議いたしました。

定時株主総会決議日	平成16年8月26日
付与対象者の区分および人数	当社取締役2名 当社従業員32名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	204株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	45,000円(注2)
新株予約権の行使期間	平成18年9月1日～平成26年7月31日
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権行使時の前年度末の当社の営業利益が150百万円以上であることを要する。</p> <p>(2) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。</p> <p>(3) 次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し、権利行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者が、当社の取締役、監査役もしくは従業員、関連会社の取締役もしくは従業員、または当社が業務を委託している会計士もしくはコンサルタントのいずれでもなくなった場合、ただし、取締役会が認めた場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者が、禁固刑以上の刑に処せられた場合。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の第三者に対する質入れその他の処分をした場合。</p> <p>その他の条件については、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、円未満小数第1位を四捨五入する。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、上記払込金額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、円未満小数第1位を四捨五入する。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

定時株主総会決議日	平成17年 8月26日
付与対象者の区分および人数	当社取締役 1名 当社監査役 3名 当社従業員25名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	178株（注1）
新株予約権の行使時の払込金額	50,000円（注2）
新株予約権の行使期間	平成19年 9月 1日～平成27年 7月31日
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権行使時の前年度末の当社の営業利益が150百万円以上であることを要する。</p> <p>(2) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。</p> <p>(3) 次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し、権利行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者が、当社の取締役、監査役もしくは従業員、関連会社の取締役もしくは従業員、または当社が業務を委託している会計士もしくはコンサルタントのいずれでもなくなった場合、ただし、取締役会が認めた場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者が、禁固刑以上の刑に処せられた場合。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の第三者に対する質入れその他の処分をした場合。</p> <p>その他の条件については、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、円未満小数第 1 位を四捨五入する。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、上記払込金額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、円未満小数第 1 位を四捨五入する。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新規発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社が新株予約権を発行する方法により、当社取締役および監査役に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、平成21年6月29日開催の第14回定時株主総会において決議いたしました。

それを受け、平成21年12月15日開催の取締役会において、新株予約権の募集事項を決定し、平成21年1月6日に割り当てをいたしました。

27定時株主総会決議日	平成21年6月29日
取締役会決議日	平成21年12月15日
付与対象者の区分および人数	当社取締役3名 当社監査役3名 従業員168名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(1)に準じて決定するものとする。</p>

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、円未満小数第1位を四捨五入する。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、上記払込金額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、円未満小数第1位を四捨五入する。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	1,343		1,343	

3【配当政策】

当社は、株主に対する長期的かつ総合的な利益還元を、経営の最重要課題の一つとして位置付けております。また当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

しかしながら、今後も剰余金の処分に当たって、当面は事業拡大のための内部留保の充実に注力する方針です。今後、事業規模、収益が安定成長期に入ったと判断された段階で、経営成績、財政状況を勘案しながら、配当政策を検討していく所存であります。

なお当社は、平成20年3月19日開催の臨時株主総会において、定款の一部変更を決議し、「取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。」旨を定めております。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成17年5月	平成18年5月	平成19年5月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
最高(円)	-	-	188,000	51,800	22,400	22,000
最低(円)	-	-	44,600	18,100	8,600	9,710

(注) 1. 最高・最低株価は名古屋証券取引所(セントレックス)におけるものであります。

なお、平成18年11月2日をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

2. 第13期は、決算期変更により平成19年6月1日から平成20年3月31日までの10ヶ月間となっております。

(2)【最近6ヶ月間の月別最高・最低株価】

月別	平成21年10月	平成21年11月	平成21年12月	平成22年1月	平成22年2月	平成22年3月
最高(円)	20,500	19,500	17,860	18,320	17,560	20,750
最低(円)	15,100	16,200	16,490	14,500	14,520	15,000

(注) 最高・最低株価は名古屋証券取引所(セントレックス)におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役社長 (代表取締役)	社長執行役員	剣持 忠	昭和40年9月28日生	平成2年4月 平成7年1月 平成7年6月 平成17年3月	日本合同ファイナンス株式会社 (現:株式会社ジャフコ)入社 株式会社光通信入社 当社設立代表取締役社長就任(現任) 株式会社エルゴ・ブレインズ取締役就任	(注)2	8,482
取締役	常務執行役員兼 コーポレートサービスディビジョン長	小峰 正仁	昭和39年5月18日生	平成2年3月 平成12年3月 平成13年6月 平成14年8月 平成19年6月	ジャーディン・ワインズ・アンド・スピリッツ株式会社入社 当社入社 当社執行役員就任 当社取締役就任(現任) 当社常務執行役員就任(現任)	(注)2	479
取締役		吉井 信隆	昭和29年6月2日生	昭和52年4月 昭和54年4月 平成7年4月 平成12年6月 平成13年7月 平成13年8月 平成15年8月 平成19年8月	株式会社櫻村入社 株式会社リクルート入社 インターウォーズ株式会社設立代表取締役社長就任(現任) カレトモドットコム株式会社取締役就任(現任) 株式会社ペットウィズ取締役就任(現任) 当社監査役就任 当社監査役辞任 当社取締役就任(現任)	(注)2	10
取締役		小林 大三	昭和43年4月19日生	平成3年4月 平成19年4月 平成19年8月	株式会社リクルート入社 インターネットマーケティング局(現MIT United)局長就任(現任) 当社取締役就任(現任)	(注)2	0
監査役 (常勤)		土屋 洋	昭和21年12月19日生	昭和45年4月 平成14年6月 平成19年6月 平成19年7月 平成19年8月	株式会社日本リクルートセンター(現株式会社リクルート)入社 株式会社リクルートスタッフィング転籍 同社常勤監査役退任 当社顧問就任 当社監査役就任(現任)	(注)3	21
監査役		露木 琢磨	昭和36年9月7日生	平成6年4月 平成6年4月 平成11年11月 平成12年4月 平成15年8月	司法研修所終了、弁護士登録 小沢・秋山法律事務所入所 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社取締役就任(現任) 露木法律事務所開設(現露木・赤澤法律事務所) 当社監査役就任(現任)	(注)4	218
監査役		甘粕 潔	昭和40年8月27日生	昭和63年4月 平成7年5月 平成15年2月 平成15年12月 平成17年4月 平成19年12月 平成22年1月 平成22年6月	横浜銀行に入学 米国デューク大学にて経営学修士(MBA)取得 株式会社ディー・クエスト取締役就任 公認不正検査士(CFE)資格取得 米国公認不正検査士協会(ACFE) 日本事務局長就任 日本公認不正検査士協会専務理事就任 企業リスク管理コンサルタントとして独立(現任) 当社監査役就任(現任)	(注)4	0
計							9,210

- (注) 1 取締役吉井信隆氏および小林大三氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。監査役露木琢磨氏および甘粕潔氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 2 平成21年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
 - 3 平成19年8月23日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
 - 4 平成22年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
- 5 当社は業務執行をより機動的に行うため執行役員制度を導入しております。執行役員は3名で上記のうち社外取締役2名を除く2名の取締役のほか原裕で構成されております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

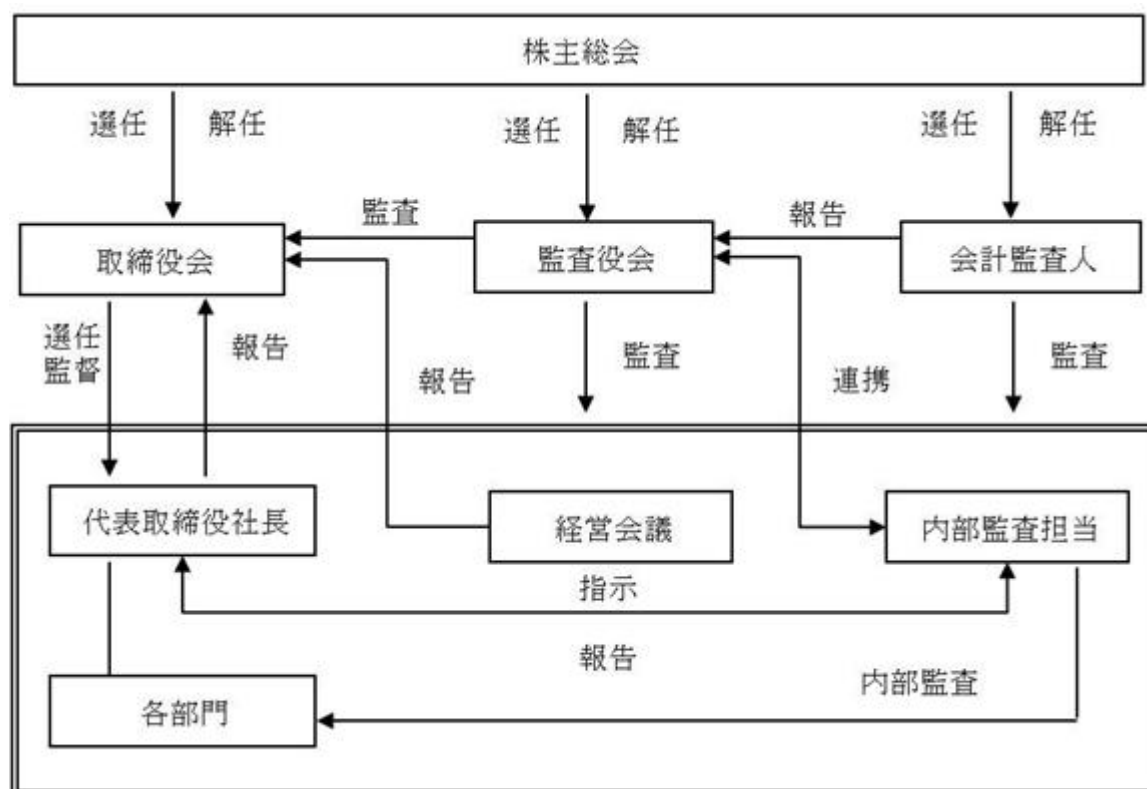
(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社では、株主価値の継続的増大を目指す為に、経営の健全性、透明性、コンプライアンス遵守が最重要課題の1つと考えております。その実現のために、社外取締役・社外監査役の設置による取締役の職務執行の適合性・効率性確保、ならびに現場部門から独立した社長直属の内部監査担当の設置など、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

企業統治の体制

イ．経営組織及びコーポレート・ガバナンス体制の概要とその体制を採用する理由

当社は、適切な内部統制システムを構築することを目的として、取締役会にて内部統制システム整備の基本方針を定めております。当社は同基本方針に従い、コンプライアンスやリスク管理のための体制整備、および社外取締役・社外監査役の設置による取締役の職務執行の適合性・効率性確保、ならびに現場部門から独立した社長直属の内部監査担当の選任など、内部統制システムの強化に努めております。なお、当社の経営意思決定および監督に係る主な経営管理機関は以下のとおりです。



< 取締役会 >

当社の取締役会は常勤取締役2名、非常勤取締役2名で構成されております。原則として非常勤も含めた全取締役、全監査役が出席する定時の取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて臨時で開催し、経営に関する重要事項の協議決定、業務執行の監督を行っております。また、当社は、監査役会設置会社であります。取締役4名のうち2名を社外取締役としており、取締役の業務執行に対する監督に加え、外部的視点から経営の助言をいただいております。

< 経営会議 >

当社の経営会議は常勤取締役2名、常勤監査役1名、執行役員1名、事業部長5名で構成されております。原則として全常勤取締役、執行役員、事業部長が出席し定時で毎週1回開催するほか、必要に応じて臨時経営会議を開催し、経営に関する重要事項の協議決定（取締役会決議事項を除く）、取締役会に上申する議題の細部の検討を行っております。

< 監査役会 >

当社は監査役会を設置し、監査役制度を採用しております。監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役2名で構成され、監査役会が定めた方針に沿い、取締役を監査しております。監査役は取締役会およびその他の重要な会議に出席するほか、監査法人や内部監査担当とも適宜連携して情報を共有し、経営監視機能の向上を図っております。尚、非常勤監査役のうち1名は弁護士の資格を有し法律に関する高い知見をもち、当社から多額の報酬を得て

いないなどの金融商品取引所が定める独立役員の要件を満たす社外監査役としております。

< 内部監査 >

当社は、各現場部門からは独立した社長直属の内部監査担当（1名）を設けております。内部監査計画に基づき、業務の適正性を監査し、随時、内部統制に関する課題等についてアドバイス・改善指導等を実施しております。また、内部監査の実効性、効率性を高めるため、監査役や監査法人とも適宜連携して情報を共有しております。

< 会計監査 >

会計監査については、監査法人アヴァンティアを選任し、監査業務を執行した公認会計士は小笠原直、戸城秀樹であります。また、監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他4名であります。

（現在の体制を採用している理由）

当社は監査役設置会社の体制を採用しており、社外取締役2名と社外監査役2名が各自の経験や見識に基づいた客観的立場により監督機能をもつことで、コーポレート・ガバナンスの強化を行っております。

社外取締役は、経営者として、あるいは他社における長年の経営企画・戦略業務経験を有し、豊富な経験と幅広い見識を有する適任の者として選任しております。

社外監査役は、経営者、弁護士として、豊富な経験と幅広い見識及び専門性を有する適任の者として選任しております。

それら社外役員は、豊富な経験と幅広い見識及び専門的な見地に基づき監査業務を執行し、今までに現体制における問題は生じておりません。

ロ．内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会において内部統制システム整備の基本方針、すなわち取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について定めております。

当社は同基本方針に従い、コンプライアンスやリスク管理のための体制整備、および社外取締役・社外監査役の設置による取締役の職務執行の適合性・効率性を確保しております。ならびに現場部門から独立した内部監査担当を選任し、内部監査担当にて内部統制システムおよびその運用について評価し、その結果を取締役社長に報告しております。

ハ．リスク管理体制の整備の状況

当社は、内部統制システム構築に関する基本方針に基づきリスク管理規程を制定し、企業および役職員を取り巻くリスクに対する管理体制の強化に努めております。特に情報セキュリティ体制の構築に関しては当社の重要な課題と認識しており、「情報セキュリティ基本方針」「個人情報保護方針」を定めております。ならびに情報セキュリティに関する国際認証規格である「ISO/IEC27001」および国内規格「JISQ27001」を取得し、情報セキュリティに関する管理体制を整備しております。

また当社は「プライバシーマーク」使用の許諾事業者として認定を受けており、個人情報保護に関する管理体制を構築しております。

内部監査及び監査役監査の状況

内部監査は、内部監査担当1名が担当しております。年間監査計画に基づき、代表取締役の命令または承認を得て監査を実施しており、監査結果は被監査部門長に講評した後に代表取締役へ報告、監査役への状況報告を適宜行い監査の連携を図っております。

監査役監査は、常勤監査役1名が年次の監査計画に基づき実施しております。社内重要会議に出席し、または取締役等に対して個々に聴取しながら、取締役による経営状況ならびに組織各部門の業務執行状況、取締役会の意思決定およびその運営手続き等について監査を実施しております。また、会計監査人より定期的に報告を受け、情報交換および意見交換を行い、相互連携を図っております。

社外取締役および社外監査役

当社の社外取締役の員数は2名、社外監査役の員数は2名であります。社外取締役吉井信隆氏は、当社株式を10株およびストックオプション50個を保有しております。同氏について、その他の取引関係、利害関係はありません。なお、同氏が代表取締役社長を務めるインターウォーズ株式会社は当社取引先であります。また、同氏が代表を務めるW O O S . インキュベーションファンド1号は当社株式を175株（0.62%）保有しております。社外取締役小林大三氏は、当社主要株主である株式会社リクルートの社員であります。個人として、当社との資本関係または取引関係、その他利害関係はありません。なお、株式会社リクルートは当社株式を3,537株（12.5%）保有しております。

また、法令および定款に基づき、当社は当該社外取締役2名との間において、次のとおり責任限定契約を締結し

ております。

(注) 責任限定契約の内容

契約締結日以降、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、同氏がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限定額を限度として当社に対し損害賠償責任を負うものとし、当該賠償責任額を超える部分については、当社は同氏を当然に免責する。

当社の社外監査役露木琢磨氏は、当社株式218株およびストックオプション20個を保有しております。当該社外監査役2名について、その他の取引関係、利害関係はありません。

それぞれの社外取締役及び社外監査役の選任理由は次のとおりです。

- ・社外取締役吉井信隆氏は、他社における経営者としての豊富な経験および高い見識を、当社の経営に反映していただくことを目的として選任しております。
- ・社外取締役小林大三氏は、他社において長年にわたり経営企画・戦略業務の経験を重ねてきており、経営に関する高い見識を当社に反映していただくため、選任しております。なお、同氏は大株主である株式会社リクルートのMIT United局長であります。想定される利益相反などの問題に対しては、法令並びに取締役会規則の定めに従い、適法・適切に対応しており、当社独自の公正な経営判断を妨げるものではないものと判断しております。
- ・社外監査役露木琢磨氏は、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、選任しております。
- ・社外監査役甘粕潔氏は、公認不正検査士として培ってきた企業倫理・コンプライアンスに関する高い見識を、当社の監査体制の強化に活かしていただきたくことを目的として、選任しております。

役員報酬の内容および決定方針

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当事業年度における、当社の取締役および監査役に対する役員報酬については以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	
取締役 (社外取締役を除く。)	23,713	23,670	42	3
監査役 (社外監査役を除く。)	8,421	8,400	21	1
社外役員	7,231	7,200	31	4

(注) 1. 上記には、平成21年6月29日開催の第14期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

2. 社外取締役(1名)は無報酬であります。

3. (1) 取締役の報酬限度額は、平成12年8月3日開催の第5期定時株主総会において年額150,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。

(2) 上記(1)とは別枠で、取締役にストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬の限度額は、平成21年6月29日開催の第14期定時株主総会において年額15,000千円以内と決議いただいております。

4. (1) 監査役の報酬限度額は、平成12年8月3日開催の第5期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。

(2) 上記(1)とは別枠で、監査役にストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬の限度額は、平成21年6月29日開催の第14期定時株主総会において年額3,000千円以内と決議いただいております。

ロ．使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

総額（千円）	対象となる役員の員数（人）	内容
17,529	2	使用人分としての給与であります。

（注）１．上記には、平成21年6月29日開催の第14期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

ハ．役員報酬の決定方針

取締役および監査役の報酬の決定については、株主総会で総枠の上限金額の承認を戴いております。各取締役の報酬の具体的な金額、支給方法については、職務内容と会社業績への貢献度を勘案し、取締役会で決定しております。各監査役の報酬の具体的な金額、支給方法については、職務内容を勘案し、監査役会で決定しております。

株式の保有状況

イ．保有目的が純投資目的以外の目的の投資株式

銘柄数 5銘柄
貸借対照表計上額の合計額 23,403千円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額（千円）	保有目的
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム(株)	122	3,769	企業間取引の強化

ハ．保有目的が純投資目的の投資株式

該当事項はありません。

ニ．保有目的を変更した投資株式

該当事項はありません。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めています。

取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における取締役の選任決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

中間配当の決議要件

当社は、株主総会決議に基づく剰余金の配当に加え、会社法第454条第5項の規定により、取締役会決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当ができる旨定款に定めております。これは、中間配当制度を採用することにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

株主総会の決議の方法

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を目的とするものであります。

自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって自己株式の取得をすることができる旨定款に定めております。これは、自己株式の取得を取締役会の権限とすることにより、機動的な資本政策の遂行を目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
18,000		17,400	

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表については明誠監査法人の監査を受け、また、当事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表については監査法人アヴァンティアにより監査を受けております。

なお、当社の監査人は次の通り異動しております。

前々事業年度 新日本監査法人
前事業年度 明誠監査法人
当事業年度 監査法人アヴァンティア

臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

1．明誠監査法人への異動

(1) 異動に係る監査公認会計士等

選任する監査公認会計士等の名称

明誠監査法人

(2) 異動の年月日

平成20年6月27日（第13期定時株主総会開催予定日）

2．監査法人アヴァンティアへの異動

(1) 異動に係る監査公認会計士等

選任する会計監査人の名称

監査法人アヴァンティア

退任する会計監査人の名称

明誠監査法人

(2) 異動の年月日

平成21年6月29日（第14期定時株主総会開催予定日）

(3) 退任する監査法人の直近における就任年月日

平成20年6月27日

(4) 退任する会計監査人が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動の決定または異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人は明誠監査法人であります。本年6月開催予定の第14期定時株主総会終結の時をもって同監査法人の任期が満了となることから、明誠監査法人に代えて、監査法人アヴァンティアを新たに会計監査人として選任することとしたものです。

(6) 上記理由及び経緯に関する退任会計監査人の意見

特段の意見はありません。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーへ参加しております。

1【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	379,450	465,038
受取手形	1,207	-
売掛金	745,723	874,120
仕掛品	48,484	48,572
前払費用	32,621	11,279
その他	5,421	5,188
貸倒引当金	1,517	61
流動資産合計	1,211,391	1,404,138
固定資産		
有形固定資産		
建物	50,230	29,324
減価償却累計額	24,037	4,059
建物(純額)	26,193	25,264
工具、器具及び備品	38,809	31,549
減価償却累計額	28,745	24,424
減損損失累計額	434	-
工具、器具及び備品(純額)	9,629	7,125
リース資産	-	11,109
減価償却累計額	-	1,347
リース資産(純額)	-	9,761
有形固定資産合計	35,822	42,151
無形固定資産		
ソフトウェア	17,746	13,739
リース資産	-	2,365
電話加入権	525	525
無形固定資産合計	18,271	16,629
投資その他の資産		
投資有価証券	24,280	23,403
出資金	500	500
長期前払費用	-	1,111
敷金及び保証金	202,455	124,622
投資その他の資産合計	227,236	149,637
固定資産合計	281,330	208,418
資産合計	1,492,722	1,612,557

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	429,226	451,397
1年内返済予定の長期借入金	-	16,008
リース債務	-	3,718
未払金	155,774	137,085
未払法人税等	6,657	5,352
未払消費税等	12,238	10,281
前受金	9,282	7,997
預り金	8,513	5,922
賞与引当金	33,291	70,906
本社移転損失引当金	31,088	-
その他	167	105
流動負債合計	686,240	708,775
固定負債		
長期借入金	-	50,652
リース債務	-	9,122
リース資産減損勘定	35,627	15,640
固定負債合計	35,627	75,414
負債合計	721,868	784,189
純資産の部		
株主資本		
資本金	771,275	771,275
資本剰余金		
資本準備金	401,738	401,738
資本剰余金合計	401,738	401,738
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	356,743	299,744
利益剰余金合計	356,743	299,744
自己株式	45,415	45,415
株主資本合計	770,854	827,853
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	16
評価・換算差額等合計	-	16
新株予約権	-	497
純資産合計	770,854	828,367
負債純資産合計	1,492,722	1,612,557

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
売上高	4,720,100	3,974,584
売上原価		
当期製品製造原価	3,952,781	3,311,950
製品売上原価	3,952,781	3,311,950
売上総利益	767,318	662,634
販売費及び一般管理費		
役員報酬	38,062	39,270
給料及び手当	363,523	251,862
法定福利費	49,381	36,138
賞与引当金繰入額	11,636	22,937
旅費及び交通費	23,366	-
支払手数料	67,632	65,517
地代家賃	73,195	33,337
リース料	26,600	-
減価償却費	4,247	4,037
その他	98,278	94,685
販売費及び一般管理費合計	755,925	547,787
営業利益	11,393	114,847
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,178	264
受取手数料	-	4,000
受取保険金	962	401
償却債権取立益	3,622	-
預り金精算益	-	2,941
その他	328	1,469
営業外収益合計	6,091	9,077
営業外費用		
支払利息	1,750	1,471
ファクタリング手数料	745	322
訴訟関連費用	3,030	-
支払手数料	2,239	-
過年度消費税等	-	423
その他	952	154
営業外費用合計	8,718	2,370
経常利益	8,766	121,553
特別利益		
投資有価証券売却益	61,102	-
貸倒引当金戻入額	634	1,456
特別利益合計	61,736	1,456

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
特別損失		
固定資産除却損	1 945	1 26,413
投資有価証券評価損	1,105	2,113
本社移転損失引当金繰入額	31,088	-
支社閉鎖損失	2 16,724	-
本社移転損失	-	28,544
特別退職金	-	6,840
その他	1,395	-
特別損失合計	51,258	63,911
税引前当期純利益	19,243	59,098
法人税、住民税及び事業税	3,159	2,099
法人税等合計	3,159	2,099
当期純利益	16,084	56,999

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
広告媒体費		1,897,802	48.2	1,549,805	46.8
労務費	2	679,462	17.2	647,686	19.6
経費	3	1,364,897	34.6	1,114,545	33.6
当期総製造費用		3,942,163	100.0	3,312,038	100.0
期首仕掛品たな卸高		59,102		48,484	
合計		4,001,265		3,360,522	
期末仕掛品たな卸高		48,484		48,572	
当期製品製造原価		3,952,781		3,311,950	

(脚注)

前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
<p>1 原価計算の方法 個別原価計算によっております。</p> <p>2 労務費には以下の金額が含まれております。 賞与引当金繰入額 21,655千円</p> <p>3 経費には以下の金額が含まれております。 外注費 1,119,973千円</p>	<p>1 原価計算の方法 同左</p> <p>2 労務費には以下の金額が含まれております。 賞与引当金繰入額 47,968千円</p> <p>3 経費には以下の金額が含まれております。 外注費 946,204千円</p>

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	771,275	771,275
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	771,275	771,275
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	401,738	401,738
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	401,738	401,738
資本剰余金合計		
前期末残高	401,738	401,738
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	401,738	401,738
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	372,828	356,743
当期変動額		
当期純利益	16,084	56,999
当期変動額合計	16,084	56,999
当期末残高	356,743	299,744
利益剰余金合計		
前期末残高	372,828	356,743
当期変動額		
当期純利益	16,084	56,999
当期変動額合計	16,084	56,999
当期末残高	356,743	299,744
自己株式		
前期末残高	45,415	45,415
当期末残高	45,415	45,415
株主資本合計		
前期末残高	754,769	770,854
当期変動額		
当期純利益	16,084	56,999
当期変動額合計	16,084	56,999
当期末残高	770,854	827,853

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	16
当期変動額合計	-	16
当期末残高	-	16
評価・換算差額等合計		
前期末残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	16
当期変動額合計	-	16
当期末残高	-	16
新株予約権		
前期末残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	497
当期変動額合計	-	497
当期末残高	-	497
純資産合計		
前期末残高	754,769	770,854
当期変動額		
当期純利益	16,084	56,999
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	514
当期変動額合計	16,084	57,513
当期末残高	770,854	828,367

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	19,243	59,098
減価償却費	10,327	15,547
株式報酬費用	-	497
事業閉鎖損失引当金の増減額（ は減少）	15,200	-
本社移転損失引当金の増減額（ は減少）	31,088	31,088
貸倒引当金の増減額（ は減少）	5,406	1,456
賞与引当金の増減額（ は減少）	17,860	37,615
受取利息配当金	1,178	264
支払利息	1,750	1,471
投資有価証券売却損益（ は益）	61,102	-
投資有価証券評価損益（ は益）	1,105	2,113
固定資産除却損	945	26,413
特別退職金	-	6,840
売上債権の増減額（ は増加）	244,537	128,474
たな卸資産の増減額（ は増加）	10,618	88
その他の流動資産の増減額（ は増加）	1,420	23,164
仕入債務の増減額（ は減少）	13,120	22,171
リース資産減損勘定の支払額	62,043	38,316
その他の流動負債の増減額（ は減少）	94,925	5,275
小計	50,200	10,028
利息及び配当金の受取額	1,178	264
利息の支払額	1,301	3,008
特別退職金の支払額	-	6,840
法人税等の支払額	2,901	3,159
営業活動によるキャッシュ・フロー	47,175	22,771
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,048	29,698
無形固定資産の取得による支出	18,707	2,500
投資有価証券の取得による支出	1,199	1,220
投資有価証券の売却による収入	74,750	-
敷金及び保証金の差入による支出	100,960	34,622
敷金及び保証金の回収による収入	54,336	111,591
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,169	43,550
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	100,000	-
長期借入れによる収入	-	80,000
長期借入金の返済による支出	100,000	13,340
リース債務の返済による支出	-	1,850
財務活動によるキャッシュ・フロー	200,000	64,809
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	145,654	85,588
現金及び現金同等物の期首残高	525,105	379,450
現金及び現金同等物の期末残高	379,450	465,038

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
1 有価証券の評価基準および評価方法	(1) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法	(1) その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2 たな卸資産の評価基準および評価方法	(1) 仕掛品 個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法) (会計方針の変更) 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年 7月 5日改正 企業会計基準第 9号)が平成20年 4月 1日以降に開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用しております。 この変更に伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。	(1) 仕掛品 個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
3 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法 市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間(3年以内)における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年 3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同左 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左 (3) リース資産 同左

項目	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
4 引当金の計上方法	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 本社移転損失引当金 本社の移転に伴う損失に備えるため、当事業年度末における損失負担見込額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p>
5 収益及び費用の計上基準		<p>完成工事高及び完成工事原価の計上基準</p> <p>イ 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事 工事進行基準(工事の進捗率の見積もりは原価比例法)</p> <p>ロ その他の工事 工事完成基準</p> <p>(会計方針の変更) 当事業年度より「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を適用しておりますが、工事進行基準の適用要件を満たすプロジェクトが存在しないため、工事完成基準を適用しております。 これにより、当事業年度における損益に与える影響はありません。</p>
6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>手許現金、要求払預金および取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。</p>	<p>同左</p>
7 その他財務諸表作成のための重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p>

【会計処理方法の変更】

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>この変更に伴う営業利益、経常利益および当期純利益に与える影響はありません。</p>	

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(損益計算書)</p> <p>前事業年度において独立科目で掲記しておりました「採用関連費用」(当事業年度1,291千円)については、販売費及び一般管理費の100分の5以下となったため、当事業年度より販売費及び一般管理費の「その他」に含めて表示しております。</p>	<p>(損益計算書)</p> <p>1. 前事業年度において独立科目で掲記しておりました「旅費及び交通費」(当事業年度15,855千円)については、販売費及び一般管理費の総額の100分の5以下であるため、当事業年度より販売費及び一般管理費の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>2. 前事業年度において独立科目で掲記しておりました「リース料」(当事業年度15,411千円)については、販売費及び一般管理費の総額の100分の5以下であるため、当事業年度より販売費及び一般管理費の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>3. 前事業年度において独立科目で掲記しておりました営業外費用の「支払手数料」(当事業年度120千円)については、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、当事業年度より営業外費用の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>4. 前事業年度において営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「過年度消費税等」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため区分掲記しました。</p> <p>なお、前期における「過年度消費税等」の金額は480千円であります。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)						
<p>1. 受取手形割引高 57,743千円</p> <p>2. 当社は、運用資金の効率的な調整を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。 当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">当座貸越極度額の総額</td> <td style="text-align: right;">300,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="border-top: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">300,000</td> </tr> </table>	当座貸越極度額の総額	300,000千円	借入実行残高		差引額	300,000	
当座貸越極度額の総額	300,000千円						
借入実行残高							
差引額	300,000						

(損益計算書関係)

前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)														
<p>1 固定資産除却損は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">830千円</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">114</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">945</td> </tr> </table> <p>2 支社閉鎖損失は、大阪支社の閉鎖に伴い発生した損失であります。</p>	器具及び備品	830千円	建物	114	計	945	<p>1 固定資産除却損は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">建物</td> <td style="text-align: right;">23,349千円</td> </tr> <tr> <td>器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">2,486</td> </tr> <tr> <td>処分費用等</td> <td style="text-align: right;">576</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">26,413</td> </tr> </table>	建物	23,349千円	器具及び備品	2,486	処分費用等	576	計	26,413
器具及び備品	830千円														
建物	114														
計	945														
建物	23,349千円														
器具及び備品	2,486														
処分費用等	576														
計	26,413														

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	29,560	-	-	29,560
合計	29,560	-	-	29,560
自己株式				
普通株式	1,343	-	-	1,343
合計	1,343	-	-	1,343

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			前事業年度末	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度 末	
提出会社	平成14年新株予約権(注)1	普通株式	842	-	1	841	-
	平成16年新株予約権(注)1	普通株式	309	-	10	299	-
	平成17年新株予約権(注)1	普通株式	283	-	20	263	-
	合計	-	1,434	-	31	1,403	-

(注)平成14年、平成16年および平成17年新株予約権の減少は、社員の退職に伴う権利失効によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	29,560	-	-	29,560
合計	29,560	-	-	29,560
自己株式				
普通株式	1,343	-	-	1,343
合計	1,343	-	-	1,343

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度 末残高 （千円）
			前事業年度末	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度 末	
提出会社	平成14年新株予約権（注）1	普通株式	841	-	841	-	-
	平成16年新株予約権（注）2	普通株式	299	-	95	204	-
	平成17年新株予約権（注）2	普通株式	263	-	85	178	-
	平成21年新株予約権（注）2, 3	普通株式	-	1,000	63	937	497
	合計	-	1,403	1,000	1,084	1,319	497

（注）1. 平成14年度新株予約権の減少は、権利行使期間満了による失効によるものであります。

2. 平成16年、平成17年および平成21年新株予約権の減少は、社員の退職に伴う権利失効によるものであります。

3. 平成21年新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

前事業年度 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）		当事業年度 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係		現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金期末残高	379,450千円	現金及び預金期末残高	465,038千円
現金及び現金同等物期末残高	379,450	現金及び現金同等物期末残高	465,038

(リース取引関係)

前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)					当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)				
<p>ファイナンス・リース取引(借主側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額</p>					<p>ファイナンス・リース取引(借主側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>リース資産の内容</p> <p>(ア)有形固定資産 主として社内設備の情報通信機器(器具及び備品)であります。</p> <p>(イ)無形固定資産 主としてソフトウェアであります。</p> <p>リース資産の減価償却の方法</p> <p>重要な会計方針「3.固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。</p> <p>1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額</p>				
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	減損損失累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	減損損失累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
器具及び備品	62,872	40,721	4,869	17,281	器具及び備品	32,991	26,103	-	6,888
ソフトウェア	194,391	55,194	122,888	16,308	ソフトウェア	147,135	40,872	97,716	8,546
合計	257,264	95,916	127,758	33,589	合計	180,126	66,976	97,716	15,434
<p>2. 未経過リース料期末残高相当額</p> <p>1年内 56,579千円</p> <p>1年超 50,778千円</p> <p>合計 107,358千円</p> <p>リース資産減損勘定の期末残高 73,943千円</p> <p>(うち1年内) (38,316千円)</p>					<p>2. 未経過リース料期末残高相当額</p> <p>1年内 31,567千円</p> <p>1年超 19,211千円</p> <p>合計 50,778千円</p> <p>リース資産減損勘定の期末残高 35,627千円</p> <p>(うち1年内) (19,987千円)</p>				
<p>3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額および減損損失</p> <p>支払リース料 89,704千円</p> <p>リース資産減損勘定の取崩額 62,043千円</p> <p>減価償却費相当額 82,724千円</p> <p>支払利息相当額 5,032千円</p> <p>減損損失 千円</p>					<p>3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額および減損損失</p> <p>支払リース料 58,360千円</p> <p>リース資産減損勘定の取崩額 38,316千円</p> <p>減価償却費相当額 17,626千円</p> <p>支払利息相当額 678千円</p> <p>減損損失 千円</p>				
<p>4. 減価償却費相当額の算定方法</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>					<p>4. 減価償却費相当額の算定方法</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>				
<p>5. 利息相当額の算定方法</p> <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>					<p>5. 利息相当額の算定方法</p> <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>				

(金融商品関係)

当事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用することはありますが、投機的な取引は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されているものもありますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、管理に努めております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、全て1年以内の支払期日であり、ほぼ3ヶ月以内の支払期日であります。営業債務は流動性リスクに晒されていますが、資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

借入金及びファイナンス・リース取引にかかるリース債務は、償還日は最長5年後であり、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。現在のところ、借入金は固定金利であり、金利の変動リスクは回避されております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注)2.を参照ください。)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	465,038	465,038	-
(2) 売掛金	874,120	874,120	-
(3) 投資有価証券	3,769	3,769	-
資産計	1,342,929	1,342,929	-
(1) 買掛金	451,397	451,397	-
(2) 長期借入金	66,660	66,592	67
(3) リース債務	12,840	12,827	12
負債計	530,898	530,818	79

長期借入金は1年以内返済予定の長期借入金を含んでおります。また、リース債務は1年以内返済予定のリース債務を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。なお、有価証券は其他有価証券として保有しております。

保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負債

(1) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金、及び(3) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割りいた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	19,634

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められていることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	465,038	-	-	-
売掛金	874,120	-	-	-
合計	1,339,159	-	-	-

4. 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

附属明細表「借入金等明細表」をご参照ください。

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

(有価証券関係)

前事業年度(平成21年3月31日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分		取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	2,532	2,532	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	2,532	2,532	-
合計		2,532	2,532	-

(注) 当事業年度において、その他有価証券で時価のあるものの減損処理額は、1,105千円であります。

2 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

売却額(千円)	売却益の合計(千円)	売却損の合計(千円)
74,750	61,102	-

3 時価評価されていない主な有価証券

	貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券 非上場株式	21,748
計	21,748

当事業年度（平成22年3月31日）

1 その他有価証券

区分		貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	3,769	3,752	16
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	3,769	3,752	16
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		3,769	3,752	16

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額19,634千円)については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認

められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、その他有価証券の株式について非上場株式2,113千円減損処理を行っております。

なお、その他有価証券の減損処理にあたっては、時価が取得原価に比し50%以上下落した場合は、時価の回復可能性がないものとして一律に減損処理を実施し、下落率が30%以上50%未満の場合には、時価の回復可能性の判定を行い、減損処理の要否を決定しております。

また、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式の減損処理にあたっては、財政状態の悪化があり、かつ1株当たり純資産額が取得原価に比し50%以上下落した場合は原則減損としますが、個別に回復可能性を判断し、最終的に減損処理の要否を決定しております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

当社はデリバティブ取引を全く利用していないので、該当事項はありません。

当事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

当社はデリバティブ取引を全く利用していないので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

(ストックオプション等関係)

前事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

ストックオプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプションの内容

	平成14年ストックオプション	平成16年ストックオプション	平成17年ストックオプション
付与対象者の区分及び数	当社の取締役1名 当社の従業員27名	当社の取締役2名 当社の従業員32名	当社の取締役1名 当社の監査役3名 当社の従業員25名
ストックオプション数 (注)1	普通株式 2,190株	普通株式 797株	普通株式 528株
付与日	平成15年8月13日	平成17年3月1日	平成17年9月1日
権利確定条件	(1) 権利者は、当社株式が日本証券業協会の開設する市場もしくは日本国内の証券取引所に上場された後6ヶ月経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。 (2) 新株予約権行使時の前年度末の当社の営業利益が150百万円以上であることを要する。 (3) その他の条件は、当社第7回定時株主総会決議及び当社取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。	(1) 権利者は、当社株式が日本証券業協会の開設する市場もしくは日本国内の証券取引所に上場された後6ヶ月経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。 (2) 新株予約権行使時の前年度末の当社の営業利益が150百万円以上であることを要する。 (3) その他の条件は、当社第9回定時株主総会決議及び当社取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。	(1) 権利者は、当社株式が日本証券業協会の開設する市場もしくは日本国内の証券取引所に上場された後6ヶ月経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。 (2) 新株予約権行使時の前年度末の当社の営業利益が150百万円以上であることを要する。 (3) その他の条件は、当社第10回定時株主総会決議及び当社取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。
対象勤務期間	自平成15年8月13日 至平成17年8月31日	自平成17年2月9日 至平成18年8月31日	自平成17年9月1日 至平成19年8月31日
権利行使期間	自平成17年9月1日 至平成21年8月31日	自平成18年9月1日 至平成26年7月31日	自平成19年9月1日 至平成27年7月31日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストックオプションを対象とし、ストックオプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストックオプションの数

	平成14年ストックオプション	平成16年ストックオプション	平成17年ストックオプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	842	309	283
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	1	10	20
未行使残	841	299	263

単価情報

	平成14年ストックオプション	平成16年ストックオプション	平成17年ストックオプション
権利行使価格(円)	25,000	45,000	50,000
行使時平均株価(円)	-	-	-
公正な評価単価(付与日) (円)	-	-	-

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. ストックオプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

当期総製造費用の株式報酬費用 271千円

販売費及び一般管理費の株式報酬費用 225千円

2. ストックオプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプションの内容

	平成14年ストックオプション	平成16年ストックオプション	平成17年ストックオプション	平成21年ストックオプション
付与対象者の区分及び数	当社の取締役1名 当社の従業員27名	当社の取締役2名 当社の従業員32名	当社の取締役1名 当社の監査役3名 当社の従業員25名	当社の取締役3名 当社の監査役3名 当社の従業員168名
ストックオプション数(注)1	普通株式 2,190株	普通株式 797株	普通株式 528株	普通株式 1,000株
付与日	平成15年8月13日	平成17年3月1日	平成17年9月1日	平成22年1月6日
権利確定条件	(1) 権利者は、当社株式が日本証券業協会の開設する市場もしくは日本国内の証券取引所に上場された後6ヶ月経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。 (2) 新株予約権行使時の前年度末の当社の営業利益が150百万円以上であることを要する。 (3) その他の条件は、当社第7回定時株主総会決議及び当社取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。	(1) 権利者は、当社株式が日本証券業協会の開設する市場もしくは日本国内の証券取引所に上場された後6ヶ月経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。 (2) 新株予約権行使時の前年度末の当社の営業利益が150百万円以上であることを要する。 (3) その他の条件は、当社第9回定時株主総会決議及び当社取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。	(1) 権利者は、当社株式が日本証券業協会の開設する市場もしくは日本国内の証券取引所に上場された後6ヶ月経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。 (2) 新株予約権行使時の前年度末の当社の営業利益が150百万円以上であることを要する。 (3) その他の条件は、当社第10回定時株主総会決議及び当社取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。	当社第14回定時株主総会決議及び当社取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。
対象勤務期間	自 平成15年8月13日 至 平成17年8月31日	自 平成17年2月9日 至 平成18年8月31日	自 平成17年9月1日 至 平成19年8月31日	自 平成22年1月6日 至 平成23年12月15日
権利行使期間	自 平成17年9月1日 至 平成21年8月31日	自 平成18年9月1日 至 平成26年7月31日	自 平成19年9月1日 至 平成27年7月31日	自 平成23年12月16日 至 平成26年12月15日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストックオプションを対象とし、ストックオプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストックオプションの数

	平成14年ストックオプション	平成16年ストックオプション	平成17年ストックオプション	平成21年ストックオプション
権利確定前（株）				
前事業年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	1,000
失効	-	-	-	63
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	937
権利確定後（株）				
前事業年度末	841	299	263	-
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	841	95	85	-
未行使残	-	204	178	-

単価情報

	平成14年ストックオプション	平成16年ストックオプション	平成17年ストックオプション	平成21年ストックオプション
権利行使価格（円）	25,000	45,000	50,000	18,067
行使時平均株価（円）	-	-	-	-
公正な評価単価（付与日）（円）	-	-	-	4,250

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された平成21年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 モンテカルロ・シミュレーション

主な基礎数値及び見積方法

	平成21年ストック・オプション
株価変動性(注)1	63.01%
予想残存期間(注)2	3.4年
配当率(注)3	0.00%
無リスク利率(注)4	0.297%

(注)1. 平成18年11月2日から平成22年1月6日までの株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 直近の配当実績によっております。

4. 評価基準日における償還年月日平成25年6月20日の中期国債のレートであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用していません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)		当事業年度 (平成22年3月31日)	
1 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳 (繰延税金資産)		1 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳 (繰延税金資産)	
貸倒引当金	18,878千円	貸倒引当金	17,622千円
賞与引当金	13,549	賞与引当金	28,858
本社移転損失引当金	12,829	減損損失	14,500
減損損失	30,095	投資有価証券評価損	26,827
投資有価証券評価損	25,973	繰越欠損金	147,100
繰越欠損金	158,534	その他	9,369
その他	8,308	繰延税金資産小計	244,279
繰延税金資産小計	268,169	評価性引当額	244,279
評価性引当額	268,169	繰延税金資産合計	-
繰延税金資産合計	-		
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
	(%)		(%)
法定実効税率	40.7	法定実効税率	40.7
(調整)		(調整)	
交際費等	13.3	交際費等	1.7
受取配当等	0.2	受取配当等	0.1
評価性引当額の増減	53.9	評価性引当額の増減	40.4
住民税均等割	16.4	住民税均等割	3.5
その他	0.0	その他	1.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.4	税効果会計適用後の法人税等の負担率	3.6

(持分法損益等)

前事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員 個人主要株主	剣持 忠	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接 30.05	債務被保証	当社金融機関借入に対する被保証(注)2	66,660	-	-

(注)1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

当社は東京保証協会保証の金融機関借入80,000千円(当初借入額)に対して、主要株主及び代表取締役社長である剣持忠より債務保証を受けております。

なお、保証料の支払は行っておりません。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	27,318円78銭	29,339円40銭
1株当たり当期純利益	570円03銭 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	2,020円03銭 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
当期純利益 (千円)	16,084	56,999
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 (千円)	16,084	56,999
期中平均株式数 (株)	28,217	28,217
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成14年8月27日 841個 平成16年8月26日 299個 平成17年8月26日 263個 これらの詳細は、「ストックオプション等関係」の注記に記載のとおりであります。</p>	<p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成16年8月26日 204個 平成17年8月26日 178個 取締役会の決議日 平成21年12月15日 937個 これらの詳細は、「ストックオプション等関係」の注記に記載のとおりであります。</p>

(重要な後発事象)

<p>前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>(多額な資金の借入)</p> <p>当社は、次の内容の借入契約を締結し、資金の借入を実行しております。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 資金用途 本社の移転費用 2. 借入先 さわやか信用金庫 虎ノ門支店 3. 契約締結日 平成21年5月29日 4. 借入実行日 平成21年5月29日 5. 借入金額 80百万円 6. 借入金利 1.6%固定金利 7. 返済条件 5年間の60回元金均等払い 8. 担保提供資産の有無 無 <p>(ストックオプションの発行)</p> <p>当社は平成21年5月26日開催の取締役会において、当社取締役および監査役に対するストック・オプションとしての新株予約権による報酬等の額および具体的内容の決定についての議案を、平成21年6月29日開催予定の当社第14回定時株主総会に付議することを決議し、同株主総会において当該新株予約権を発行することについて承認決議を受けました。</p> <p>なお、ストックオプション制度の詳細は、「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (8)ストックオプション制度の内容」に記載しております。</p> <p>(発行要領)</p> <p>新株予約権の割当を受ける者 当社取締役及び当社監査役</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数 取締役に対して普通株式500株、監査役に対して普通株式100株をそれぞれ上限とする</p> <p>新株予約権の総数 取締役に対して500個、監査役に対して100個をそれぞれ上限とする(新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は普通株式1株とする。)</p> <p>新株予約権の発行価格 無償</p> <p>新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額 新株予約権発行の日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)における名古屋証券取引所における当社普通株式取引終値の平均値に1.05を乗じた金額若しくは新株予約権発行の日の前の営業日のうち取引が成立した最後の営業日の取引終値のどちらか高い金額とする</p> <p>新株予約権の行使期間 新株予約権発行日より2年を経過する日から3年を経過する日まで</p>	

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(千円)
(投資有価証券)		
その他有価証券		
(株)環	100	642
デジタル・アドバタイジング・コン ソーシアム(株)	122	3,769
(株)グリーン情報システムズ	20	1,000
(株)ラクス	12,000	16,000
(株)関心空間	400	1,991
計	12,642	23,403

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減 価償却累 計額又は 償却累計 額 (千円)	当期末減 損損失累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産								
建物	50,230	27,287	48,193	29,324	4,059	-	4,866	25,264
工具、器具 及び備品	38,809	2,637	9,897	31,549	24,424	-	2,653	7,125
リース資産	-	11,109	-	11,109	1,347	-	1,347	9,761
有形固定資産計	89,040	41,033	58,090	71,983	29,831	-	8,867	42,151
無形固定資産								
ソフトウェア	21,871	8,500	8,363	22,008	8,269	-	6,206	13,739
リース資産	-	2,838	-	2,838	472	-	472	2,365
電話加入権	525	-	-	525	-	-	-	525
無形固定資産計	22,396	11,338	8,363	25,371	8,742	-	6,679	16,629
長期前払費用	-	-	-	1,111	-	-	-	1,111

(注) 1. 建物の増加額の主なものは、新本社におけるパーティション及び各種設備工事によるものであり、減少額の主なものは、旧本社におけるパーティション及び各種設備工事の除却によるものであります。

2. 長期前払費用の金額が資産の総額の1%以下であるため、「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内返済予定の長期借入金	-	16,008	1.60	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	3,718	3.24	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	50,652	1.60	平成23年～26年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	9,122	3.19	平成23年～26年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	-	79,500	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	16,008	16,008	16,008	2,628
リース債務	3,835	2,775	1,660	849

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,517	61	-	1,517	61
賞与引当金	33,291	70,906	33,291	-	70,906
本社移転損失引当金	31,088	-	31,088	-	-

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

a 資産の部

イ 現金及び預金

区分		金額(千円)
現金		-
預金	普通預金	465,038
	定期預金	-
	計	465,038
合計		465,038

ロ 売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
トレンドマイクロ(株)	155,656
(株)大京	72,103
凸版印刷(株)	38,831
レノボ・ジャパン(株)	38,363
(株)東京スター銀行	36,036
その他	533,130
合計	874,120

(ロ) 売掛金滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日) (A) + (D)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	2 (B) 365
745,723	4,173,314	4,044,916	874,120	82.23	70.84

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ 仕掛品

区分	金額(千円)
コンテンツデザイン制作費用	48,572
合計	48,572

ニ 敷金及び保証金

相手先	金額(千円)
ヤフー(株)(旧オーパーチュア(株))	90,000
中央三井信託銀行(株)	34,622
合計	124,622

b 負債の部
イ 買掛金

相手先	金額(千円)
デジタル・アドバイジング・コンソーシアム(株)	105,923
グーグル(株)	71,510
ヤフー(株)(旧オーバーチュア(株))	38,907
(株)チーム・ファクトリー	23,194
コスモステクノコーポレーション(株)	13,619
その他	198,242
合計	451,397

ロ 未払金

区分	金額(千円)
従業員給料	70,255
社会保険料	16,287
監査法人アヴァンティア	4,567
事業所税	3,324
(株)リクルートエージェント	1,859
その他	40,791
合計	137,085

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報

種類	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
	自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	自平成21年7月1日 至平成21年9月30日	自平成21年10月1日 至平成21年12月31日	自平成22年1月1日 至平成22年3月31日
売上高(千円)	871,423	979,408	952,922	1,170,829
税引前四半期純利益金額 又は税引前四半期純損失 金額()(千円)	16,999	28,624	42,486	62,235
四半期純利益金額又は四 半期純損失金額() (千円)	17,571	29,196	41,914	61,853
1株当たり四半期純利益 金額又は四半期純損失 ()(円)	622.74	1,034.72	1,485.43	2,192.07

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	決算期の翌日から3ヶ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都江東区東砂七丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所 買取手数料	別途定める
公告掲載方法	電子公告とする。ただし事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL http://www.members.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第14期）（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）平成21年6月30日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成21年6月30日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第15期第1四半期）（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）平成21年8月14日関東財務局長に提出

（第15期第2四半期）（自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）平成21年11月13日関東財務局長に提出

（第15期第3四半期）（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）平成22年2月12日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成21年5月28日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（監査法人の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

(5) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

平成21年11月11日関東財務局長に提出

（第15期第1四半期）（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年 6月29日

株式会社メンバーズ

取締役会 御中

明 誠 監 査 法 人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中村 嘉伸 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中澤 研二 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メンバーズの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メンバーズの平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成21年5月29日に金融機関より、80百万円の借入を実行した。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社メンバーズの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社メンバーズが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 6月25日

株式会社メンバーズ

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員
業務執行社員 公認会計士 小笠原 直 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 戸城 秀樹 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メンバーズの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メンバーズの平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社メンバーズの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社メンバーズが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。